

長崎出身のジャカルタ移住日本人 村上武左 衛門の遺言状

岩生, 成一 / IWA0, Sei-ichi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

22

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

13

(発行年 / Year)

1970-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010896>

長崎出身のジャカ
ルタ移住日本人 村上武左衛門の遺言状

岩 生 成 一

一

インドネシヤ国の首府ジャカルタ市の南北に貫流するチリウン河 (Tjiwoeng) の河下西岸のガジャマダ通 (Gaja Mada) に、同国の国立文書館 (Arsip Nation) がある。この文書館は、インドネシヤ国がオランダ領であった頃、一九二五年(大正十四年)に開設されたもので、オランダ国のヘーグ市にある国立中央文書館 (Het Algemeen Rijksarchief) に対してオランダ領インド地方文書館 (Land Archief van Nederlandsch Indie) と呼ばれて、十七世紀の初期からオランダ領東インド並びにオランダ人と深い交渉を持ったアジア各地関係のオランダ官公未刊文書類を豊富に蒐集しているので、その方面の研究者の間には夙に著名な所である。同館には本国ヘーグ市の国立中央文書館に全く同種の文書も無いものも可なり多量保存されているが、その中でも公証役場文書は、最も重要にして当時の住民の生活に関係深い興味あるものである。一六二〇年八月二十七日公証役場開設以来一八一六年まで、主としてオランダ東インド会社の統治期間だけでも、オランダ人公証人の総数は百十一名に上り、彼等の取扱った公正証書の現存するものは、総八、六三八帙あって、大抵フォリオ判の用紙にしたためであるが、その実数は恐らく三、四十万通にも上っているかと想像される。

村上武左衛門の遺言状 (岩生)

一

を与え、□□□□のアントニ別名□□□□にその自由と同じく十スタイフェルを、マラパールのヤン (Jan van Malleber) にその自由と同じく十スタイフェルを、マンゲライのコレック (Collect [van] Mangarrij) にその自由と同じく十スタイフェルを、同地のテガル (Tegal) に同じく五スタイフェルを、広南のダング (Dangh van Quinam) に同じく五スタイフェルを、マカッサルのトンノー (Tosiojoe van Macassar) に同じく五スタイフェルを、ついで以下
 の女奴隷達に対して、スンバワのオガテ別名テトング (Ogathe alias Tetongh van Sumbawa) に五十レイクスダールを、マンゲライのラベカ (Rabecca van Mangarrij) に同じく五十レイクスダールを、バリのパロル (Parol van Bali) に同じく五レイクスダールを、バリのヨリス (Joris van Bali) に同じく五レイクスダールを、ビマのマルグリタ (Margrita van Bijma) に同じく□□□□を、バタバヤのクララ (Clara van Batavia) に同じく十レイクスダールを、同地にサンニイ (Sannie) に同じく五レイクスダールを与へ、第三にプトンのアンナ (Anna van Bouton) に同じく五レイクスダールを、マカッサルの□□□□に同じく五レイクスダール与えて、これ等の女奴隷には自由を与え、□□□□□□□□□□奴隷二人は下記の遺言人の相続人に、尚今後三ヶ年間奉仕させ、第四には、彼遺言人は、友情、協力、及び良き理解の思出で、並びにその他の多くの良き理由から、次の人々や友人連に対して遺贈することとを定めた。即ち彼遺言人の弟森田喜兵衛殿 (Moeita Kiriuj dono) に対して、色々な品が入れてある箱を、又内容目録によれば、彼遺言人の最上の日本着物四着、赤色緞子の最上の蒲団二重、小さい金鐘のついた黄金製角湯沸し、繊細な金鍵つきの琥珀で埋めた金製の玉、金のモザイクを飾った柄のある小刀 (kolgarane) 即ちメスをつけた日本の脇差などであつて、下記の遺言人の譲受人等に悉く遺贈するもので、遺言人の死後最寄の機会に日本に居る前述の弟に送られるであろう。又彼遺言人は彼の義妹で生前上席商務員、且又当市の□□□□□□であつた故シモン・シモンセン・ファン・デル・ハイデ (Simon Simonssen van der Heyde) の尊敬すべき未亡人ジェロニマ・マリノ (Jeronima Marino) に日本小判二十五枚、並びに内側も外側も絵が描いてある屏風一雙、彼女の下に委ねられている合計二十四枚の小判の中から、同女の子女達即ちニコラス・シモンセン・ファン・デル・ハイデ (Nicolaes Simonsen) 同人の妹で尊敬すべきファン・デル・レー夫人 (Lufft van der Lee) 及びタニイ・シエロニマ・デ・ヨング (Thanie Jeronima de Jonge) に夫々日本小判五枚づつ、同女の親愛な弟ヤン・シモンセン・ファン

・デル・ハイデに日本小判十五枚を、彼遺言人の入懇の友で生前東インド会社に勤めた故アウフスチン・ミューレル (Augustin Muller) の未亡人で尊敬すべきメザンナ助右衛門 (Susanna Schejmon) にも亦日本小判十五枚、並びに茶の湯に使う台子茶釜金風爐 (Daisoe tsagama Kanaberoe) 及び附屬品一式と、生前日本人商人で亦彼遺言人の入懇の友人であったルイス六兵衛殿の未亡人カタリナ六兵衛 (Catharina Rockbee) に日本小判十五枚、並びに色々な小物を入れる四角な小箱の提げ食籠 (Sange Sikiro) 一個を、マリヤ・セス (Maria Zes) とアンナ助右衛門 (Anna Schejmon) 夫人に、夫々日本小判三枚づつ、彼遺言人が自由を与えたカタリナの子女達で、ユイフィット・デ・ノスタ (Uffit de Costa) 並びにその子グレゴリウス・ギルセン (Gregorius Glisen) と言う東インド会社の事務員補に、一六六二年六月十八日の譲状に基いて、間口ニルーデン、奥行五ルーデン半あって屋根算の長屋、並びにコンスタンチャには銅張の箱を、グレゴリウスには銀飾付きの日本斧一振を、又夫々一レイクスダールにつき六十スタイフェルの相場で、トーマスには三十レイクスダールを、アンドリース六兵衛 (Andries Rockbe) には一レイクスダールを、又彼遺言人は、遺言人の娘尊敬すべきコルネリヤ・デ・ブナイン (Cornelia de Bruyn) の子供達に、彼女の現在の夫で東インド会社の商務員ヤン・デ・ブライン (Jan de Bruyn) の下で、彼女が既に所有せる物か、又は少くとも今後取得するものを譲り、大河の西岸にあって南側に始つて七軒の石造長屋は、その建物又は毎年の収入を前述の両親が生涯受取り、その子供達の中誰か幼けなくして死亡した場合には、その兄弟姉妹の中、最後に生残つた遺言人の子に対して、前記の遺産、株、負債、貸金、男奴隸及び女奴隸、金子、金銀貨、並びに地金、宝石などを、如何なる事情があろうとも、除外なく何処に建てられているものでも、悉く譲渡せらるべし。更に又彼遺言人は、前述の娘コルネリヤ・デ・ブライン夫人並びに前述のその夫に、それぞれ折半して、完全な法的権利を有する相続人に指定指名したが、これは彼遺言人が慈愛を以て彼の娘婿デ・ブライン殿並びに彼の娘をし更に彼等が素直に愛し合ひ、平和に暮させんためであつて、ここに彼遺言人は、兩人をして以上記した事を、悉く彼遺言人の面前で読上げさせ、彼はこれを紛れもなく遺言状、最後の意志と願望であつて、これに十分効力を持たせ權威つけることを要請し、斯様に予公証人の役場に於い

て、武左衛門の面前にて作成す。

(自署)

武左衛門(Bosaijemon)

書記 ヤン・カイゼルス

我等の立会の許に

ヨセフ・ドリックマン (Joseph Hedricksen)

ニコラース・デ・ラート (Nicolaes de Raedt)

ヤン・ハウイスゾーン (Jan Houwjsz) 一六七四年

ピーテル・ドミンゴ (Pieter Domingo)

タビット・ヒルス・ナーヘス (David Pilles Nages) (注一)。

三

この様に遺言状は非常に損傷しているが、八頁にもわたる長文のものだけに、その内容は中々豊富で色々重要な事実を含んでいて、興味が深い。

武左衛門の遺言状の中に記された遺産の寄贈を受ける人々の名は、まづ娘コルネリヤとその夫ヤン・デ・ブラインを始め、日本在住の弟森田喜兵衛、義妹のジェロニマ・マリノ春や、その子四人、知人のスザンナ助右衛門、カタリナ六兵衛、マリヤ・セス、アンナ助右衛門等日本人関係者十二名の外、奴隸、女奴隸、解放奴隸、並びに彼等の子女など総数二十名に上っている。寛文延宝頃に記された「長崎見聞集」によれば、その頃東南アジア各地に渡航して已むなく踏留って暮っていた人々三十九人の氏名とその故郷に於ける親戚知友関係を記してあるが、その中でジャカルタ在住日本人には、春を始め八人の中に、長崎出身の村上武左衛門がある。彼について「見聞集」では

村上武左衛門、

自注、長崎上町妙金為に夫、同本後藤町原源左衛門
為に弟、今魚町森田喜兵衛為に兄

(注二)

とあって、長崎の本後藤町には兄、今魚町には弟が在住し、上町には妻の妙金がまだ暮っていたことを伝えている

村上武左衛門の遺言状(岩生)

が、同女の名から判断すれば、夫の帰郷も不可能で、今生の再会も諦めて恐らく仏門に入ったのではあるまいかと思われる。更に遺言状の方に彼女の名が記されていないことより見れば、既に武左衛門に先立ってこの世を去ったのであるまいか。さて「見聞集」と遺言状では、この武左衛門と喜兵衛の名と血縁関係が全く一致していて、遺言状をしたためた武左衛門が、今や村上武左衛門なることに疑を挿む余地もあるまい。通航一覧に引用してある延宝長崎記では、この点について「長崎見聞集」と全く同文が引用してあるが、唯々武左衛門が武右衛門と記してある^(注3)。しかし左右は行草の筆写体では誤写し易い文字であるから、「長崎記」の武右衛門は「見聞集」の武左衛門の誤記に違いない。

次にジェロニマ・春が彼の義妹として記してあるが、彼女が一六三九年末ジャカルタに追放された時には、母のマリアの外には、一緒に姉のマグダレナ(Magdalena)まん、当時十九歳がいただけである^(注4)。して見れば武左衛門がこの春を彼の義妹と称することが出来るのは、この姉マグダレナと彼が結婚した場合に始めて起ることである。そして春は既に夫シモンセンが死亡して未亡人となっていることも判る。然るにこれより先結婚登録簿一六四二年一月二十一日の条に

当地在住自由市民、青年、長崎のミヒール

と

日本人キリスト教徒で若き娘長崎のマグダレナ^(注5)

とあって、恐らくこの兩人、ミヒール武左衛門とジェロニマ春の姉マグダレナまんを指したに違いない、この時彼女は追放後まる二年経って二十一歳になっている。その後四年たつて一六四六年三月八日の条に、

長崎のマグダレナの鰥夫で長崎生れの日本人ミヒール

と

若い娘バタビヤのヤンネケン(Janneken)^(注6)とある。若し故人マグダレナの鰥夫ミヒールを武左衛門とすれば、マグダレナは結婚後四年以内に不幸にも死亡したことになる。武左衛門の娘コルネリヤは、恐らく兩人の間に儲けた唯一人のまな娘に違いない。所がその後十年を経

て、結婚登録簿一六五六年三月十二日の条に、

当市居住の青年バタバヤのヘンドリック・ス・ヘルトヘンラート (Hendrick's Hrtogenraad)

と

日本人ミヒール武左衛門の離別した妻にして、同じくバタバヤ居住のアンネケン (Ancken)(注一)

とある。日本人ミヒールの離別した妻バタバヤのアンネケンとは、前述の様にこれより十年前彼と結婚したバタバヤのヤンネケンと同一人に違いなく武左衛門は何等かの事情によって、この妻を離別したものであった。

四

次に武左衛門の遺産の分贈と相続状態に眼を転じて見ると、先づ彼の最も身近な娘のコレネリヤとその夫ヤン・デ・ブライン並びに武左衛門の孫に当るその子女に対しては、具体的には石造長屋七軒を譲渡することを記し、女奴隸二名をこの相続人に今後三ヶ年間奉仕させることを記した以外には、唯々抽象的に遺産を寄贈する旨を記しているに過ぎない。しかし、深い愛情に基いて、全資産について、その遺贈の順序や、その権利関係を明確に定めている。

次に日本在住の弟森田喜兵衛に対しては、着物、蒲団、湯沸、脇差しなど日用品を一箱に詰めて贈っているが、何れも最高級品で、湯沸なども黄金製であった。義妹ジェロニマ春とその子女に対しては屏風の外は、夫々小判を遺贈することを記しているが、彼女とその子四人とに対して合計小判五十五枚も贈ることになっている。又知人のスザンナ助右衛門には茶の湯の道具一式の外、小判十五枚を、カタリナ六兵衛にも小判十五枚と提食籠を、マリヤ・セスとアンナ助右衛門にも夫々小判三枚づつを、以上四人に対して小判総計三十六枚を、即ち彼等が遺贈をきめた小判の総計は九十一枚の多額に上っている。

更に自家で使役していた奴隷達に対しては、男女に係らず、自由を与えて解放することを約定して若干の金子を恵んでいるが、マンゲライのサブ以下六人には、少くとも総額四十スタイフェル以上を、又スンパワのオガテ等八名には総額百三十レイクスダール以上を、又トメとアンドリースには三十一レイクスダールを与え、別に女奴隸カタリナ

の子女兩名には長屋並びに銅張の箱と日本斧とを遺贈することを記している。今この遺言状に依つて、小判九十一枚を始め多額の金子を遺贈し、他にも高級な身廻品や茶の湯の道具、その他黄金作りの品々を色々挙げていることに依つても、武左衛門の移住先に於ける生活の豊かさを窺うことが出来ると共に、近親を始め、友人から奴隸の末にまで及んだ温い心やりも知られる。又スザンナ助右衛門に贈った台子茶釜、金風爐及び附属品一式など茶の湯の道具は、彼が移住先で生前愛用していた品と思われるが、これを通じて、彼の趣味教養の一端も窺われる。尚、日本人関係の公正証書の末には、何れも日本風に署名か捺印しているが、武左衛門の場合だけは皆ヨーロッパ風に、しかも達筆で *Boesajmon* と自署しているのも、あるいは彼の教養の一面を窺えるものかとも思われる。

五

この様に武左衛門の遺言状によつて、彼の晩年の豊かな生活の一面も判明するが、彼は生前各方面で手広く活動し、関係書類も少なからず残っている。中でも金融方面に於ける活動は、彼の同地に於ける生業の中心であった様である。

ジャカルタ移住日本人が金銭貸借をする場合には、公証人役場に出頭して貸借の証書を作成している。ここに一例として、一六四六年五月十五日の武左衛門の貸付証書を挙げると、

バタビヤ市の書記予ピーテル・ハッキウス (*Peter Hackius*) の面前に、同市の住民支那人郭祐哥 (*Quoyocko*) が出頭して、下記の証人等立会の下に、日本人キリスト教徒武左衛門に六十レアルを相違なく借受け、彼も貸付けて手渡した金額について、出頭人同意の下に、毎月百レアルにつき二レアルの利子をつけ、前記の武左衛門又はその権利を継承した者の要求に基いて、前述の金子を返済し、且つ今より以後その利息を毎月確実に支払う旨を約束し、その保証として、何れもバリ出身のスパンガ、サガイ、タウ・マラン (*Sumpanga, Sagai, Tau Maen*) と呼ぶ女奴隸三名を提供し、一般的には、彼の一身及び現在並びに将来に亘る動産不動産一切除外なく、万事法律の規定に基いて、その担保に充つべきことを約す。

バタバヤにて、一六四六年五月十五日

我々の面前において

ア・バイテンハイス（自署）(A. Buitenhuis)

ピーテル・ファン・ダイント（自署）(Pieter van Duijnd)

郭祐哥（自署）

予の面前において

書記 ピーテル・ハッキウス（自署）

一六四六年（注8）

この証書では、女奴隸三名を担保に提供した上に、最後に「一般的に、彼の一身及び現在並びに将来に亘る動産不動産一切除外なく、万事法律の規定に基いてその保証に充つべきことを約す」とある。これは非常に過酷な条件の様に思われるが、金銭貸借契約書の殆んど全部に記された条件であって、当時この地方一般に行われた慣習によつたものと思われる。さて同地でこの様に日本人が金銭貸借関係を結んだのは、一六三四年九月二十九日に日本人甲必丹九郎兵衛が一支那人から二十五レアルを借りて作成した証書を初見として、最後は一六七〇年六月六日（寛文十年）に、支那人船主リトニコ（Litongko）が公証人ヤン・カイゼルスの役場に出頭して、広南在任支那人リワンコ（Liwangka）の委任代理人として武左衛門から二百二十レイクスタールを、一レイクスタールにつき六十スタイフェルの相場で請取つたが、この金子は同じく広南在任日本人の頭ヨセフ塩村（Joseph Stöbra）が、前記リワンコから借受けた金子並びにその利子を加算した金額であつて、ここに出頭人は、支那文の該借金証書を武左衛門に手渡したから、今後決して直接たると間接たるとを問わず、その塩村に督促しないことを約したものであつて（注9）、その総数は百九通に上つてゐる。その中武左衛門の金銭貸付は、日本人関係の七割弱に当る七十件に上り、貸付金額も、総計六、二八二・一レアルの多額に上つていて（注10）、この点から見ただけでも、彼は相当多額の資金を持っていて、恐らく金融を本業としていたものと推せられる。

六

武左衛門は遺言状の中で、自家で使役していた男女奴隸二十余人に、夫々金品を恵み解放することを約束しているが、当時インドネシア地方では、古くから奴隸の取引並びに使役が慣行されていて、オランダ人がバタビヤに拠つてこの地方の経略に着手すると、矢張この習慣を踏襲して各種の雑役労働のために奴隸を取引使役し、広く南方アジア各地出身奴隸、就中インド各地、バリ島及びセレス島南部出身を同市に輸入した許りでなく、時には戦争中に捕虜とした歐洲人やその他の外来人並びに土着民、或は犯罪者の中にも奴隸に編入されるものもあつた^(註II)。一六三三年十一月一日現在のバタビヤ市の人口表によれば、町の総人口八、〇五八人に対して、男女奴隸の総数は一、一一四人の多きに上り^(註III)、総人口に対して一割三分八厘に當つていた。

バタビヤ移住日本人も同地の一般的習慣に従つて、奴隸を売買使役したが、これを売買する場合は、矢張公証人役場に出頭して、譲渡契約を作成した。例えば、一六五一年十一月十四日マレイ人イスマエル(Jamael)が、武左衛門に奴隸五名を三百五十レアルで売渡し、これを左の様にしたためてゐる。

バタビヤ市序書記の前に、当市の住民マレイ人イスマエル出頭して、当市の住民日本人キリスト教徒ミヒール武左衛門に、共にマンゲライ(Mangerai)生れのマンゲライ、別名ベスール(Besoer)、及びマンザライ、別名キセリー(Kiseri)と称する男奴隸二人、並びにコレのコレア(Carea van Core)、バリのサイバン(Sayban van Baly)、及びサンバワのトトング(Totonge van Sambwa)と称する女奴隸三人を、合計三百五十レアル・ファン・アハテンの金額で譲渡売却し、ここにその譲渡支払を完了したことを承認し万事明確に約定す。

一六五一年十一月十四日、バタビヤにおいて。

マノエル・デ・ソーサ(自署)

(Manuel de Sosa)

ウエ・フラハム・フェルファーベン(自署)

(W. Graham Verhoeven)

マレイ人イスマエル(自署)

立會書記

ワイナント・ファン・カーテルスフェルト

(Wijnant van Catersvelt)(註)

この様な日本人の奴隷取引証書は、一六三年四から一六六九年まで総数九十五通に上り、関係日本人は三十一名あった。その中武左衛門は、売渡五件、買入七件合計十二件で、総数の僅か一割二分強で、一六六一年十一月二十八日の買入れを以て終っているが(註14)、金融の場合の様に、彼は余力を注いでいないことが判る。

その後一六六〇年代に入ると、彼は所有せる奴隷を釈放する様になって、矢張市の公証人役場に出頭して釈放に関する契約書を作成した。即ち、

一六六七年九月二十日、ブレダ(Breda)出身の公証人予ヤン・カイゼルスの前に、日本人商人ミヒール武左衛門殿出頭して、曾て彼の奴隷であったパリアカッテ出身のサラ(Sara van Paliacatte)の手から、四十レイクスダールにつき六十スタイフェルの相場で受領し、該金額に対して彼出頭人は他に自由を与えた奴隷と同様に、今後前記のサラにも自由の身分を許与し、且つ彼出頭人が前記サラに関して、所有せる一切の権利、契約並びに要求を、彼女に譲渡したことを陳述し、この釈放を完了したことを確約する。そして万事は善意に基いたものである。予の公証役場においてこの様に実施した。

立会人

ヨアン・ヨセプス(自署)(Joan Joseps)

ヤン・ピーテルス(自署)(Jan Pieters)

ミヒール武左衛門(自署)

公証人

ヤン・カイゼルス(註15)

この様な武左衛門の奴隷釈放契約書は、一六六二年に始まり、一六六七年に亘り、通計九通で九人を釈放し、殊に一六六七年には、その中六人を釈放しているが(註16)、漸く彼も老境に入り、漸次この処置に出たに違いない。そこで遺言状でその解放を約束した男女奴隷二十名と合算すれば、彼の家に抱えていた男女奴隷の総数は二十七名あったことになり、又この点から見ても彼が日常相当余裕ある生活を営んでいたことが推せられる。

しかし前述の様に彼は一六七〇年支那人船主リトソの貸付金の受渡しの際はまだ健在の様であったが、その後四年して一六七四年六月には既に失明している。彼のジャカルタ渡航はどんなに遅くとも一六三五年(寛永十二年)の幕府の海外在住日本人帰国の厳禁以前であって、然もその前年に海外在留五ヶ年未満の者の帰国が認められているに係らず帰国しなかつた点を見れば、少くとも既に同地在留四十年に及ぶ永の歳月が流れて、恐らく可なり老境に入つて

健康も著しく衰え、余命も幾許もないことを自覚して、この遺言状を作成したもので、遺憾ながらその後彼の死亡を伝へる記事は見当たらないが、恐らく永らく生き長らえなかつたに違いない。

一方その後半歳余を経て一六七五年三月四日には、彼の娘コルネリヤ武左衛門とその夫ヤン・デ・ブラインとの間に遺言状が作成されて、遺産は一切兩人の中生き永らえた方が相続し、兩人の間に儲けた四児ヘンドリック (Hendrick)、シロニマ (Jeronima)、ミヒール (Michiel) 及びマリヤ・マグダレナ (Maria Magdalena) の二男二女には各々現金五百レイクスタールを与え、近親ヘンドリック・デ・ブラインには二百レイクスタール、そして同市の貧民には二十レイクスタールを遺贈することを定めている(註17)。

(註1) Testament van Michiel Boesijmon, Christen Japander 30, Juni 1674 [Notaris Keyzers, 1674 T]

(註2) 長崎見聞集、卷二。

(註3) 通航一覽、卷七十、刊本第四、七一頁。

(註4) Notitie van de mans, vrouwen, ende kinderen per Breda ynt Japan op Batavia gecomen, 1 Jan. 1640 [Kol. Archief 1041] 仲村善均、剛齋漫筆、十。外国通信誌。

(註5) Trouw Boek, 1621—1649 [Burgeryk Stand 53]

(註6) Hollandsch Trouw Boek, 1616—1657 [Burgeryk Stand 52]

(註7) ibid.

(註8) Obligatie van Quoyoko, Chinees aen Michiel Boesaymon, Christen Japander, 15 Mei 1646 [Notis. Hackius & Catersvelt, O 1645—46]

(註9) 岩生成一、十七世紀バタビヤ移住日本人と金融業(日本学士院紀要、十卷ノ一号)一三—二〇頁。但しこの論文を発表して後、日本人に加算していた日本のアントニイは実は訛名であつて、全く日本人に関係なく、貸借証書の内容も亦日本人に関係が無いことが判明したので、貸借証書数の総計から、彼の関係した十三通を差引いた。

(註10) 日本人と金融業、同上。四—五頁。日本のアントニイの証書数を差引いたため、数字に若干の差違を生じている。

(註11) Haen, F. de: Oud Batavia. Batavia, 1922 Dl. I, pp. 351—52, 451—61.

(註12) Jonge, K. J. de: Opkomst van het Nederlandsch Gezag in Oost Indie. 's Gravenhage, 1862—78. Dl.

- V, Bijlage pp. 200—201.
- (注13) Transport van Ismael Maleyer aen Michiel Bousaymon, Christen Japander, 14 Nov. 1651, [Nots. Catersvelt, 1651—52]
- (注14) 岩生成一、十七世紀のタビヤ移住日本人と奴隸取引（東方学論集）三四、四一—四三。
- (注15) Emancipate door Michiel Boesaymon, Japans Coopman op dato 20 Sep. 1667 [Nots Keyzers V. 1667]
- (注16) 日本人と奴隸取引、同上、四一—四三頁。
- (注17) Besloten Testament van Sr. Jan de Bruijn coopman en Juffr. Cornelia Boesaymon, 4 Feb. 1675 [Testament Boek van A. 16 $\frac{74}{75}$]

（昭和四十五年一月八日稿了）